

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p data-bbox="185 400 1088 440">久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針</p> <p data-bbox="456 539 815 568">－同和教育の基本的あり方－</p> <p data-bbox="616 826 728 855">改定履歴</p> <p data-bbox="667 887 1061 1015">平成25年4月 制定 初版 平成30年4月 改定 第2版 <u>令和5年4月 改定 第3版</u></p> <p data-bbox="412 1098 860 1137"><u>令和5（2023）年4月</u></p> <p data-bbox="488 1193 784 1233">久喜市教育委員会</p>	<p data-bbox="1384 400 1832 440">久喜市同和教育の基本方針</p> <p data-bbox="1429 539 1787 568">－同和教育の基本的あり方－</p> <p data-bbox="1588 826 1700 855">改定履歴</p> <p data-bbox="1639 887 2033 967">平成25年4月 制定 初版 平成30年4月 改定 第2版</p> <p data-bbox="1478 1098 1738 1137">平成30年4月</p> <p data-bbox="1460 1193 1756 1233">久喜市教育委員会</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
目 次	目 次
第1 基本方針策定の趣旨..... 1	第1 基本方針策定の趣旨..... 1
第2 本市における同和教育の成果と課題..... 1	第2 本市における同和教育の成果と課題..... 1
1 学校同和教育..... 3	1 学校同和教育..... 3
2 社会同和教育..... <u>3</u>	2 社会同和教育..... 4
第3 今後の同和教育の基本的方向..... 4	第3 今後の同和教育の基本的方向..... 4
1 基本方針..... 4	1 基本方針..... 4
(1) 人権教育の重要な柱としての同和教育..... 4	(1) 人権教育の重要な柱としての同和教育..... 4
(2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進..... <u>4</u>	(2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進..... 5
2 同和教育推進の法的根拠等..... <u>4</u>	2 同和教育推進の法的根拠等..... 5
(1) 同和教育の法的根拠..... <u>4</u>	(1) 同和教育の法的根拠..... 5
(2) 同和教育推進の根拠..... 5	(2) 同和教育推進の根拠..... 5
第4 今後の同和教育の柱..... 5	第4 今後の同和教育の柱..... 5
1 学校同和教育..... <u>5</u>	1 学校同和教育..... 6
(1) 教育保障（就学保障・学力保障・進路保障）..... <u>5</u>	(1) 教育保障（就学保障・学力保障・進路保障）..... 6
(2) <u>部落差別に関する学習</u> 6	(2) 同和問題学習..... 6
(3) 学校同和教育の推進..... 6	(3) 学校同和教育の推進..... 6
(4) 指導者の養成（教職員の資質の向上）..... 6	(4) 指導者の養成（教職員の資質の向上）..... 6
(5) 人権に関わる相談..... 6	(5) 人権に関わる相談..... 6

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
2 社会同和教育..... <u>6</u>	2 社会同和教育..... 7
(1) 社会同和教育・啓発の推進..... <u>6</u>	(1) 社会同和教育・啓発の推進..... 7
(2) 指導者の養成..... 7	(2) 指導者の養成..... 7
(3) 地区内外の交流促進..... 7	(3) 地区内外の交流促進..... 7
第5 同和教育の進め方..... 7	第5 同和教育の進め方..... 7
1 公共施設の活用..... 7	1 公共施設の活用..... 7
2 推進体制..... <u>7</u>	2 推進体制..... 8
3 関係機関等との連携..... 8	3 関係機関等との連携..... 8
4 基本方針の見直し..... 8	4 基本方針の見直し..... 8

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>第 1 基本方針策定の趣旨</p> <p><u>部落差別を解消するために、昭和 35（1960）年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会に対し、内閣総理大臣が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問し、昭和 40（1965）年に答申（以下「同和対策審議会答申」という。）が出されました。</u></p> <p>これを受けて昭和 44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が<u>公布・施行</u>されました。以来 33 年間にわたり「<u>地域改善対策特別措置法</u>」「<u>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</u>」の制定や改正が行われ、平成 14(2002)年 3 月末をもって<u>同法が失効したため、国の特別対策が終了</u>しました。</p> <p>この間、環境改善事業をはじめとした物的な基盤整備は、着実に成果を上げ、ハード面における格差は改善され、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も推進されてきました。</p> <p>同和教育については、平成 8(1996)年、地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中に積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築されるべきと考えられる」と述べ、人権教育の重要な柱として同和教育を再構成する基本的な方針が示されました。</p> <p>本市は、平成 22(2010)年 3 月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷺宮町の 1 市 3 町（以下「旧 1 市 3 町」という。）が合併し、合併後の久喜市</p>	<p>第 1 基本方針策定の趣旨</p> <p><u>同和問題を解決するために、昭和 40(1965)年に「同和対策審議会答申」が出され、これを受けて昭和 44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定・施行</u>されました。以来 33 年間続いた同和問題解決のための特別措置法が平成 14(2002)年 3 月末をもって<u>法期限を迎え</u>国の特別対策が終了しました。</p> <p>この間、環境改善事業をはじめとした物的な基盤整備は、着実に成果を上げ、ハード面における格差は<u>大きく改善</u>され、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も推進されてきました。</p> <p>同和教育については、平成 8(1996)年、地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中に積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築されるべきと考えられる」と述べ、人権教育の重要な柱として同和教育を再構成する基本的な方針が示されました。</p> <p>本市は、平成 22(2010)年 3 月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷺宮町の 1 市 3 町（以下「旧 1 市 3 町」という。）が合併し、<u>新久喜市となり</u></p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>においては、平成 12(2000)年 12 月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)を踏まえた「旧 1 市 3 町の人権施策推進指針」等に基づき人権施策の推進を図ってきました。</p> <p>また、合併後に策定された「久喜市総合振興計画」との整合性を図りながら、平成 25 (2013) 年 4 月に「久喜市同和教育の基本方針」を、またこの基本方針を踏まえた、「久喜市人権施策実施計画」を策定し、人権教育・啓発を積極的に推進してきました。</p> <p>平成 28 (2016) 年 12 月 16 日に、同和教育の根拠法となる「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が公布・施行され、平成 30(2018)年 3月に「久喜市総合振興計画」後期基本計画の策定に伴い、<u>本基本方針の見直しを行いました。</u></p> <p><u>前回の見直しから 5 年間が経過し、令和 4 (2022) 年 3 月に「埼玉県人権施策推進指針」の 2 次改定が行われ、令和 4 (2022) 年 7 月 8 日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されました。令和 5 (2023) 年度から 10 年間を計画期間とする「第 2 次久喜市総合振興計画」が策定されたことや「久喜市人権施策実施計画」の見直しに合わせて、改めて整合性を図る必要と、令和 3 (2021) 年 11 月に実施した「人権に関する意識調査」の調査結果を踏まえ、これまでの同和教育をより一層推進するため、社会情勢の変動及び地域の実態に応じて、本基本方針の見直しを行うものです。</u></p>	<p>ました。<u>合併後の久喜市においては、平成 12(2000)年 12 月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)を踏まえた「旧 1 市 3 町の人権施策推進指針」等に基づき人権施策の推進を図ってきました。</u></p> <p>また、合併後に策定された「久喜市総合振興計画」との整合性を図りながら、平成 25 (2013) 年 4 月に「久喜市同和教育の基本方針」を、またこの基本方針を踏まえた、「久喜市人権施策実施計画」を策定し、人権教育・啓発を積極的に推進してきました。</p> <p><u>このような中、平成 28 (2016) 年 12 月 16 日に、同和教育の根拠法となる「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消法」という。)が公布・施行され、平成 30(2018)年度からは、「久喜市総合振興計画」の後期基本計画を開始したところです。</u></p> <p><u>本基本方針を策定してから 5 年間が経過し、その間社会情勢にも様々な変化が見られていること、また「部落差別解消法」が制定された趣旨を踏まえ、これまでの同和教育をより一層推進する必要があることから、本基本方針の見直しを行うものです。</u></p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>第2 本市における同和教育の成果と課題</p> <p><u>本市では、合併後において、旧1市3町がそれぞれ策定していた「同和教育の基本方針」及び「人権施策実施計画」を整理集約し、平成25(2013)年に策定、平成30(2018)年に改定した方針・計画を基に、人権教育を推進してきました。</u></p> <p><u>また、合併後、人権施策の推進体制の見直しを図った結果、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すため、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進できるよう、平成22(2010)年5月に市長を議長とする「久喜市人権施策推進会議」を組織しました。</u></p> <p><u>また、組織体制として、人権推進・啓発に関しては総務部の中に人権推進課人権推進係、各総合支所総務管理課の中に人権推進係を設置するとともに、人権教育に関しては教育委員会生涯学習課の中に人権教育係を配置し、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決に向けた人権教育・啓発を専門的に推進する体制を整備し、緊密な連携のもと人権施策を総合的に推進しています。旧1市3町でそれぞれ行われていた「人権のつどい」についても、継続して実施しています。</u></p>	<p>第2 本市における同和教育の成果と課題</p> <p><u>本市は、平成22(2010)年3月に旧1市3町が合併して久喜市となりましたが、「同和対策事業特別措置法」の施行以来同和問題の理解・解決に向けた教育・啓発活動等の取組みを旧1市3町それぞれで実施してきました。</u></p> <p><u>旧久喜市では、「同和対策事業特別措置法」の施行以来、同和教育推進協議会の設置や学校における同和教育の推進、市民対象の講演会や研修会の開催、啓発資料の作成など、同和問題の早期解決に向けて、同和教育を積極的に推進してきました。</u></p> <p><u>その結果、同和問題に関する正しい理解と認識は高まり、人権を尊重する意識の高揚が図られました。一方、長引く不況や近年の社会情勢の変化等から、失業者の増加や就職難、少子高齢化の進行、児童等に対する虐待や児童生徒の不登校などの課題がありました。</u></p> <p><u>また、平成14(2002)年度埼玉葛郡市同和対策協議会で実施した「人権と同和問題についての意識調査」の結果を見ても、今なお差別や偏見が残っていることから、同和教育は、特に差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を中心に取り組んできました。</u></p> <p><u>旧菖蒲町では、同和対策事業特別措置法制定以降、同和問題の解決を町の重要課題として位置づけるとともに、学校教育・社会教育のそれぞれにおいても、同和教育を教育行政の重要な柱として位置づけ、同和問題の理解と差別意識の解消に向けた取組みを積極的に推進してきました。</u></p> <p><u>これらの様々な取組みの結果、徐々に同和問題への差別意識が解消されるなど住民の人権意識の高揚が図られました。一方、今日の社会情勢を見ても</u></p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
	<p>と、不況に伴う失業者の増加や就職難、少子高齢化の進行、児童等に対する虐待、児童生徒の不登校やいじめなどの課題がありました。</p> <p>また、平成 15(2003)年に埼玉葛都市同和対策協議会が刊行した「人権と同和問題についての意識調査報告書」を見ると、これまで同和教育の取り組みの成果を知ることができる一方で、今なお差別や偏見が残っていることがあらためて認識され、これら心理的差別の解消が課題となっていました。</p> <p>これらのことから、同和問題についての正しい理解と認識を深める教育・啓発活動の推進に取り組んできました。</p> <p>旧栗橋町では同和対策事業特別措置法施行以来、人権に対する意識の高揚を図ることを目的とし、町民を対象とした講演会や研修会、職員を対象とした研修会、パンフレットの作成など各種広報媒体を通じた啓発、人権ビデオや学習教材の充実などを行ってきました。そして、これらの成果として「差別はいけない、なくすべきだ」という人権意識の高揚が図られたとともに、差別意識についても着実に改善が見られるようになりました。</p> <p>しかし、残念ながら同和問題に関する差別意識や偏見は根強く存在してありました。また、同和問題に対する理解や認識はいまだ十分とはいえず、人権問題に対する関心も必ずしも高いとは言い難い状況にありました。このことは、平成 14(2002)年度埼玉葛都市同和対策協議会で実施した「人権と同和問題についての意識調査」によると、「人権問題や差別問題について関心を示さない人」が 30% 存在することや、「同和問題は、自分にあまり関係のない問題だと考える人」が半数に上るといふ報告があり、これらを裏付ける結果となっていました。</p> <p>旧鷲宮町では、同和教育事業として学校同和教育・社会同和教育を推進し、同和問題の理解と差別意識の解消に向けた教育・啓発活動等の取組みを実施</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>なお、<u>埼玉 12 市町</u>では、<u>人権に関する住民の意識の現状を把握し、今後の人権行政・教育に必要な基礎資料とするため、平成 26 (2014) 年度に「人権に関する意識調査」を実施し、平成 29 (2017) 年度から隔年で定期的</u>に実施しております。令和 3 (2021) 年 11 月に各市町内に在住する満 20 歳以上の男女 1,050 人 (有効回収人数 483 人) を対象に実施した当該意識調査の結果を「<u>人権に関する意識調査報告書・概要版</u>」にまとめており、<u>人権に関する意識は年代を問わず非常に高い</u>という結果が出ています。</p> <p>しかし、結婚や就職時の身元調査、住宅の購入等、<u>部落差別</u>に対する差別意識や偏見が依然として存在しているという結果も出ています。また、<u>部落差別</u>を知ったきっかけは「<u>学校の授業で教わった</u>」が<u>もっとも</u>高くなっていますが、その一方で「<u>同和問題を知らない</u>」人の割合は 20 代の若い年代で高くなっています。</p> <p>また、令和元 (2019) 年に実施した令和元年度同和教育に関する教員意識調査</p>	<p>してきました。</p> <p>一方、今日の社会情勢をみると、不況に伴う失業者の増加や就職難、少子高齢化の進行、児童等に対する虐待、児童生徒の不登校やいじめなどの課題がありました。</p> <p>また、これまでの同和問題に関する特別対策の成果を確認するとともに、<u>同和問題をはじめとした人権施策について、事業推進の基礎資料とするため、平成 4 (1992) 年には本町単独で、平成 14 (2002) 年には埼玉 17 市町で統一の住民意識調査を実施しました。この意識調査の結果から、埼玉地区では人権問題への関心度について、69.8%の方が「関心あり」と回答しており関心は高まっているものの「同和地区関係者の人権」については、22.7%と関心が希薄しています。また、「部落差別はまだ根強いのか」については 32.5%がそう思うとのことからも、人権意識の向上のために必要な啓発が十分に浸透していないと考えられました。</u></p> <p><u>意識調査の結果を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、引き続き取り組んできました。</u></p> <p>また、平成 29 (2017) 年に埼玉 12 市町が各市町内に在住する満 20 歳以上の男女 1,050 人 (有効回収人数 476 人) を対象に実施した「<u>人権に関する意識調査</u>」では、<u>人権に関する意識は年代を問わず非常に高い</u>という結果が出ています。</p> <p>しかし、結婚や就職時の身元調査、住宅の購入等、<u>同和問題</u>に対する差別意識や偏見が依然として存在しているという結果も出ています。また、<u>同和問題</u>を知ったきっかけは「<u>学校の授業で教わった</u>」が<u>最も</u>高くなっていますが、その一方で「<u>同和問題を知らない</u>」人は 20~30 歳代の若い年代で高くなっています。</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p><u>の結果からも、部落差別に対する理解や認識が、未だ十分とは言えないこと、理解や認識が低い傾向が若い世代ほど顕著であることが確認できます。</u></p> <p><u>これらの意識調査の結果も踏まえながら、「部落差別解消推進法」に基づき、地域の実情に応じた、人権意識の高揚を図るとともに、今後の同和教育は、特に差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を中心に取り組む必要があります。</u></p> <p><u>さらに、<u>埼玉 12 市町</u>では、<u>共同事業</u>として、「差別の現実から学ぶ」を基本とする「<u>埼玉郡市教職員合同現地研修会</u>」をはじめとした各種研修事業や、「地域間交流を通じて地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図る」ことを目的とした自立支援・交流促進事業を実施しています。<u>また、「人権尊重社会をめざす県民運動」事業として、埼玉市町の地域における人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、行政とともに部落差別をはじめとしたあらゆる人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指し、「埼玉人権を考えるつどい」を実施しています。</u></u></p> <p>このように、本市においては、「特別措置法」が失効した平成 14(2002)年以降も、同和対策審議会答申の精神を尊重し、法の有無に関わらず、市の最重要課題に位置付けて同和教育を推進してきました。</p> <p>1 学校同和教育</p> <p>学校同和教育においては、幼稚園、小中学校、高等学校との連携による「学校人権教育の実践事例集」を継続的に編さんし、「人権意識の高揚」「<u>部落差別</u>の基本的認識」「差別をしない、許さない行動のできる子どもの育成」を図ってきました。また、<u>教育集会所事業</u>では、「教育・文化水準の向上」「<u>部落差別</u>に対する</p>	<p><u>この人権意識調査の結果も踏まえながら、「部落差別解消法」に基づき、地域の実情に応じた、人権意識の高揚を図るとともに、今後の同和教育は、特に差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を中心に取り組む必要があります。</u></p> <p><u>さらに、埼玉 12 市町共同事業として、「差別の現実から学ぶ」を基本とした各種研修事業や、「地域間交流を通じて地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図る」ことを目的とした自立支援・交流促進事業を実施しています。</u></p> <p>このように、本市においては、「特別措置法」が失効した平成 14(2002)年以降も、同和対策審議会答申の精神を尊重し、法の有無に関わらず、市の最重要課題に位置付けて同和教育を推進してきました。</p> <p>1 学校同和教育</p> <p>学校同和教育においては、幼稚園、小中学校、高等学校との連携による「学校人権教育の実践事例集」を継続的に編さんし、「人権意識の高揚」「<u>同和問題</u>の基本的認識」「差別をしない、許さない行動のできる子どもの育成」を図ってきました。また、集会所事業では、「教育・文化水準の向上」「<u>同和問題</u>に対する正し</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>正しい理解と人権意識の高揚「地域住民相互の交流」が図られ、一定の成果を挙げてきています。</p> <p>さらに、各学校では、各校の人権教育推進委員会等の組織を通じ、小中学校における同和教育の充実を図り、人権に関する様々な課題について、子ども達が授業で学習したり、学級で話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組みが行われてきました。<u>このほか</u>、学校と家庭が共通の認識のもとで子どものよりよい成長に携わろうとする姿勢も見受けられるようになってきました。</p> <p>また、本市では、特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない若い世代が増えており、<u>令和元（2018）年に実施した同和教育に関する教員意識調査の結果においても同様の状況が見受けられます。</u></p> <p><u>このようなことから</u>、学校現場における同和教育の更なる充実が求められており、教職員の資質や指導力の向上を図るため、全教職員を対象にした研修会、管理職のための研修会、新任・転入教職員を対象にした現地研修会等の研修会を年間計画に位置付け、<u>差別の現実から学び</u>、心理的な差別意識の解消に向けた活動を実践してきました。</p> <p>その結果、市内の学校で同和教育への取組みが定着し、教職員の<u>部落差別</u>に対する理解や認識も一定の深まりが見られるようになってきています。</p> <p>しかしながら、今なお<u>いじめ</u>等の問題に見られるように、子ども達に相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があることは否定できません。その要因を<u>解消</u>するため、次のような対策の必要性が挙げられます。</p> <p>ア 教職員が差別を自分の問題として主体的に捉える姿勢</p>	<p>い理解と人権意識の高揚「地域住民相互の交流」が図られ、一定の成果を挙げてきています。</p> <p>さらに、各学校では、各校の人権教育推進委員会等の組織を通じ、小中学校における同和教育の充実を図り、人権に関する様々な課題について、子ども達が授業で学習したり、学級で話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組みが行われてきました。<u>さらに</u>、学校と家庭が共通の認識のもとで子どものよりよい成長に携わろうとする姿勢も見受けられるようになってきました。</p> <p>また、本市としては、特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えており、<u>学校現場における同和教育の更なる充実が求められていることから</u>、教職員の資質や指導力の向上を図るため、全教職員を対象にした研修会、管理職のための研修会、新任・転入教職員を対象にした現地研修会等の研修会を年間計画に位置づけ、<u>差別の現実</u>に学び、心理的な差別意識の解消に向けた教育を実践してきました。</p> <p>その結果、市内の学校で同和教育への取組みが定着し、教職員の<u>同和問題</u>に対する理解認識も一定の深まりが見られるようになってきています。</p> <p>しかしながら、今なお<u>いじめ</u>等の問題に見られるように子ども達に相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面もあることは否定できません。その要因を解決するため、次のような対策の必要性が挙げられます。</p> <p>ア 教職員が差別を自分の問題として主体的に捉える姿勢</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>イ 反差別をつらぬく人間関係の構築</p> <p>ウ 全教育活動を通じた系統的、組織的な人権教育の推進</p> <p>エ 個々の子どもがもつ教育課題への対応</p> <p>オ 学校・家庭・地域社会の連携</p>	<p>イ 反差別をつらぬく人間関係の構築</p> <p>ウ 全教育活動を通じた系統的、組織的な人権教育の推進</p> <p>エ 個々の子どもがもつ教育課題への対応</p> <p>オ 学校・家庭・地域社会の連携</p>
<p>2 社会同和教育</p> <p>社会同和教育においては、市民の人権意識の向上と <u>部落差別</u>への正しい理解と認識を深めるために、市民、市職員、社会教育団体、工業団地を中心とした企業等を対象として講演会や研修会を実施し、<u>部落差別の解消</u>に向けた取組みを行い、指導者の育成に努めてきました。</p> <p>また、人権啓発のための教材・資料を継続的に作成・配布し、啓発活動を推進してきました。</p> <p>さらに、教育集会所、しょうぶ会館（隣保館兼児童館）では、地域住民を対象に、人権教育に関する事業、各種教室や交流事業等を実施してきました。</p> <p>これらを通して、<u>部落差別に対する差別意識の解消</u>、住民の教育・文化活動や交流活動の推進を図ったほか、地区内外の住民のよりよい人間関係の育成に努めてきました。</p> <p>しかしながら、偏見や因習に捉われる等、すべての住民の意識改革には至っていないことも現実です。近年においては、インターネットやSNSを利用した差別事象が起きており、今なお、心理的差別は根強く残っています。その要因として、差別問題を自分自身の課題として捉えられないことが挙げられます。差別問</p>	<p>2 社会同和教育</p> <p>社会同和教育においては、市民の人権意識の向上と <u>同和問題</u>の正しい理解と認識を図るために、市民、市職員、社会教育団体、工業団地を中心とした企業等を対象として講演会や研修会を実施し、<u>同和問題の解決</u>に向けた取組みを行い、指導者の育成に努めてまいりました。</p> <p>また、人権啓発のための教材・資料を継続的に作成・配布し、啓発活動を推進してきました。</p> <p>さらに、教育集会所、しょうぶ会館（隣保館兼児童館）では、地域住民を対象に、人権教育に関する事業、各種教室や交流事業等を実施してきました。</p> <p>これらを通して、<u>同和問題への差別意識の解消</u>、住民の教育・文化活動や交流活動の推進を図ったほか、地区内外の住民のよりよい人間関係の育成に努めてきました。</p> <p>しかしながら、偏見や因習に捉われる等、すべての住民の意識改革には至っていないことも現実です。近年においては、インターネット等を利用した差別事象が起きており、今なお、心理的差別は根強く残っています。その要因として、差別問題を自分自身の課題として捉えられないことが挙げられます。差別問題が</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>題が自分自身とどう関わっているのか、差別をなくすために何ができるのか、何をなすべきなのかを明らかにできるような啓発活動の手法、内容の見直し、検討をしていく必要があります。</p>	<p>自分自身とどう関わっているのか、差別をなくすために何ができるのか、何をなすべきなのかを明らかにできるような啓発活動の手法、内容の見直し、検討をしていく必要があります。</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>第3 今後の同和教育の基本的方向</p> <p><u>部落差別</u>は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。これまでの成果と課題を踏まえるとともに、差別意識の解消等、なお残された課題の解決を図るために、今後、次の2つの基本的方向に沿って同和教育の取組みを<u>更に</u>進めるものとします。</p> <p>(1) 人権教育の重要な柱としての同和教育 (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 人権教育の重要な柱としての同和教育 今後の同和教育については、<u>人権教育</u>の重要な柱として位置付け、これまで実践されてきた成果と課題を踏まえ、同和教育を人権教育推進の重要な課題の一つとして、取り組んでいきます。</p> <p>(2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進 <u>部落差別の解消</u>にとって、残されたもっとも大きな課題が、差別意識の解消にあることに鑑み、本市の同和教育は、差別意識の解消に向けた教育・啓発を中心に据えて取り組むものとします。</p> <p>今後は、これまでの総括を踏まえて、「差別の現実から学ぶ」を基本姿勢とし、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、久喜市人権啓発各地区実行委員会及び関係機関等と連携を図りながら、差別意識の解消に向けた同和教育・啓発</p>	<p>第3 今後の同和教育の基本的方向</p> <p><u>同和問題</u>は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。これまでの成果と課題を踏まえるとともに、差別意識の解消等、なお残された課題の解決を図るために、今後、次の2つの基本的方向に沿って同和教育の取組みを<u>さらに</u>進めるものとします。</p> <p>(1) 人権教育の重要な柱としての同和教育 (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 人権教育の重要な柱としての同和教育 今後の同和教育については、<u>同和教育</u>を人権教育の重要な柱として位置づけ、これまで実践されてきた<u>同和教育</u>の成果と課題を踏まえ、同和教育を人権教育推進の重要な課題の一つとして、取り組んでいきます。</p> <p>(2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進 <u>同和問題解決</u>にとって、残されたもっとも大きな課題が、差別意識の解消にあることに鑑み、本市の<u>今後の</u>同和教育は、差別意識の解消に向けた教育・啓発を中心に据えて取り組むものとします。</p> <p>今後は、これまでの総括を踏まえて、「差別の現実から学ぶ」を基本姿勢とし、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、久喜市人権啓発各地区実行委員会及び関係機関等と連携を図りながら、差別意識の解消に向けた同和教育・啓</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>を推進します。</p> <p>2 同和教育推進の法的根拠等</p> <p>(1) 同和教育の法的根拠</p> <p>本市における今後の同和教育の推進につきましては、「<u>人権教育・啓発推進法</u>」 「<u>部落差別解消推進法</u>」を根拠として推進していきます。</p> <p>「人権教育・啓発推進法」</p> <p>【抜粋】</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第5条 地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>「<u>部落差別解消推進法</u> (平成28年(2016)年12月16日法律第109号)」</p> <p>【抜粋】</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 同和教育推進の根拠</p> <p>同和教育の具体的な推進につきましては、「<u>人権教育・啓発推進法</u>」第7条の規定に基づき国が策定しました「人権教育・啓発に関する基本計画 (平成23(2011)年4月閣議決定 <u>(変更)</u>)」、第4章第2(5)同和問題を基本とし、「<u>埼</u></p>	<p>発を推進します。</p> <p>2 同和教育推進の法的根拠等</p> <p>(1) 同和教育の法的根拠</p> <p>今後の同和教育につきましては、<u>次の法律</u>を根拠として推進していきます。</p> <p>「人権教育・啓発推進法」</p> <p>【抜粋】</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第5条 地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>「<u>部落差別解消法</u>」</p> <p>【抜粋】</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 同和教育推進の根拠</p> <p>同和教育の具体的な推進につきましては、人権教育・啓発推進法第7条の規定に基づき国が策定しました「人権教育・啓発に関する基本計画 (平成23(2011)年4月閣議決定)」、第4章第2(5)同和問題を基本とし、「<u>埼玉県人権施策推進</u></p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>玉県部落差別の解消の推進に関する条例」「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）（令和4（2022）年3月改定）」「埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）（令和4年（2022）年3月改定）」「第2次久喜市総合振興計画」「第3期久喜市教育振興基本計画」「久喜市人権施策推進指針」「久喜市部落差別を解消するための行政の基本方針」を踏まえた、「久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針」を根拠に<u>推進</u>していきます。</p>	<p>指針（平成24（2012）年3月改定）、「埼玉県人権教育実施方針」（平成25（2013）年2月改定）、「久喜市総合振興計画」、「久喜市教育振興基本計画」、「久喜市人権施策推進指針」、「久喜市同和行政の基本方針」を踏まえた、「同和教育の基本方針」を根拠に<u>して</u>いきます。</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>第4 今後の同和教育の柱</p> <p>教育委員会では、<u>第3期久喜市教育振興基本計画</u>に基づき、市民一人ひとりが<u>部落差別</u>に対する正しい理解と認識を深め、全教育活動を通じ基本的人権を尊重する精神を培い、個人の尊厳を重んじ、人と人との間に存在する偏見や差別をなくすよう次の施策に取り組みます。</p> <p>1 学校同和教育</p> <p>(1) 教育保障（就学保障・学力保障・進路保障）</p> <p>義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由で就学困難な子どもに対して、学校での必要な経費の一部を援助する<u>就学援助制度</u>の周知を図るとともに、高等学校、大学等の進学に際し、経済的な理由により就学困難な学生に対して、入学準備金制度の周知を図ります。</p> <p>また、一人ひとりの学力向上を目指した教育の推進を図るため、少人数指導や習熟度別の指導の充実、体験的・問題解決的な学習活動の重視、総合的な学習の時間の確保、集会所学習等による特色ある教育を展開し、子ども達に基礎的・基本的な内容を確実に身に<u>付け</u>させるよう努めます。</p> <p>(2) 部落差別に関する学習</p> <p>各学校の実態に即し、教育指導計画の中に<u>部落差別</u>を位置付け、それぞれの発達段階に応じ、教科・領域等の全教育活動を通して、計画的・継続的に学習が深まるよう<u>部落差別に関する学習</u>を積極的に推進します。</p> <p>また、体験的・交流的な学習を通して、自他の人権を尊重し、<u>部落差別</u>をはじ</p>	<p>第4 今後の同和教育の柱</p> <p>久喜市教育振興基本計画に基づき、市民一人ひとりが<u>同和問題</u>に対する正しい理解・認識を深め、全教育活動を通じ基本的人権を尊重する精神を培い、個人の尊厳を重んじ、人と人との間に存在する偏見や差別をなくすよう次のような施策に取り組みます。</p> <p>1 学校同和教育</p> <p>(1) 教育保障（就学保障・学力保障・進路保障）</p> <p>義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由で就学困難な子どもに対して、学校での必要な経費の一部を援助する制度の周知を図るとともに、高等学校、大学等の進学に際し、経済的な理由により就学困難な学生に対して、入学準備金制度の周知を図ります。</p> <p>また、一人ひとりの学力向上を目指した教育の推進を図るため、少人数指導や習熟度別の指導の充実、体験的・問題解決的な学習活動の重視、総合的な学習の時間の確保、集会所学習等による特色ある教育を展開し、子ども達に基礎的・基本的な内容を確実に身に<u>つけ</u>させるよう努めます。</p> <p>(2) 同和問題学習</p> <p>各学校の実態に即し、教育指導計画の中に<u>同和問題</u>を位置づけ、それぞれの発達段階に応じ、教科・領域等の全教育活動を通して、計画的・継続的に学習が深まるよう<u>同和問題学習</u>を積極的に推進します。</p> <p>また、体験的・交流的な学習を通して、自他の人権を尊重し、<u>同和問題</u>をはじ</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>めとした女性、子ども、高齢者、障がい者等のあらゆる人権問題について指導の充実を図ります。</p> <p>(3) 学校同和教育の推進</p> <p>教職員が差別の現実から学び、<u>部落差別の解消</u>を自らの責務として研究実践するとともに、具体的な課題解決に向けて、教育研究会人権教育研究部会や学年会などの活動をより活発化します。</p> <p>また、同和教育を重要な柱とする人権教育全体計画や指導計画に基づいた授業研究、事例研究、現地研修などの実践を通して、全教職員の<u>部落差別</u>に対する正しい理解と認識を<u>深め</u>ます。</p> <p>なお、特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えており、学校現場における同和教育の更なる充実を<u>図るとともに、GIGA スクール構想の実現に向けた情報モラル教育を推進</u>します。</p> <p>(4) 指導者の養成（教職員の資質の向上）</p> <p>同和教育に対する幅広い見識と実践力を身に<u>付けた</u>指導者の養成・確保が必要です。校長、教頭、人権教育主任対象の研修会をはじめ、全教職員を対象とした人権・同和教育研修会の一層の充実を図ることによって、教職員の個々の指導力を高めるとともに、同和教育を推進するためのリーダーを養成します。</p> <p>また、「<u>同和教育に関する教員の意識調査</u>」において、<u>部落差別</u>についての理解や認識が低いことから、各小中学校の管理職等の教員から若手教員への同和教育の指導等を行うとともに、引き続き埼玉 12 市町の共同事業として埼玉郡市教職員合同現地研修会を実施します。</p>	<p>めとした女性、子ども、高齢者、障がい者等のあらゆる人権問題について指導の充実を図ります。</p> <p>(3) 学校同和教育の推進</p> <p>教職員が差別の現実から学び、<u>同和問題の解決</u>を自らの責務として研究実践するとともに、具体的な課題解決に向けて、教育研究会人権教育研究部会や学年会などの活動をより活発化します。</p> <p>また、同和教育を重要な柱とする人権教育全体計画や指導計画に基づいた授業研究、事例研究、現地研修などの実践を通して、全教職員の<u>同和問題</u>に対する正しい理解と認識を<u>高め</u>ます。</p> <p>なお、特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えており、学校現場における同和教育の更なる充実を<u>図ります</u>。</p> <p>(4) 指導者の養成（教職員の資質の向上）</p> <p>同和教育に対する幅広い見識と実践力を身に<u>つけた</u>指導者の養成・確保が必要であります。校長、教頭、人権教育主任対象の研修会をはじめ、全教職員を対象とした人権・同和教育研修会の一層の充実を図ることによって、教職員の個々の指導力を高めるとともに、同和教育を推進するためのリーダーを養成します。</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>(5) 人権に関わる相談</p> <p>不登校やいじめの問題、<u>ヤングケアラー</u>、家庭内暴力、無気力、孤立化傾向等、子どもを取り巻く環境は多様化しており、このような中で子どもの悩みを理解し、解決を援助する教育相談体制の拡充と活動の充実を図る必要があります。そのために、教育相談員等の配置やカウンセラーの派遣など、人権に関わる子どもや保護者等からの相談に応じることができる体制の充実に努めます。</p> <p>2 社会同和教育</p> <p>(1) 社会同和教育・啓発の推進</p> <p><u>部落差別</u>に関する差別意識の解消に向け、<u>部落差別</u>の歴史的経緯や正しい理解や認識を深める教育及び啓発を行うとともに、市民の一人ひとりが生活の中にある不合理や矛盾に気づき、そして偏見や差別を見抜き、これらを自らの問題として捉え、解決していく態度を育み実践活動ができるよう真の理解と共感に結びつく同和教育・啓発活動に取り組みます。具体的には、参加型の研修を積極的に取り入れるなど参加者の意識改革を図るような創意工夫を図っていきます。</p> <p>なお、<u>部落差別</u>の啓発の効果的な推進を図るためには、様々な人権問題の啓発とあわせた取組みが重要であることに鑑み、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、久喜市人権啓発各地区実行委員会及び関係機関等と連携を図りながら、あらゆる差別を<u>解消</u>するための教育・啓発活動を推進します。</p>	<p>(5) 人権に関わる相談</p> <p>不登校やいじめの問題、家庭内暴力、無気力、孤立化傾向等、子どもを取り巻く環境は多様化しており、このような中で子どもの悩みを<u>共感的に</u>理解し、解決を援助する教育相談体制の拡充と活動の充実を図る必要があります。そのために、教育相談員等の配置やカウンセラーの派遣など、人権に関わる子どもや保護者等からの相談に応じることができる体制の充実に努めます。</p> <p>2 社会同和教育</p> <p>(1) 社会同和教育・啓発の推進</p> <p><u>同和問題</u>に関する差別意識の解消に向け、<u>同和問題</u>の歴史的経緯や正しい理解や認識を深める教育及び啓発を行うとともに、市民の一人ひとりが生活の中にある不合理や矛盾に気づき、そして偏見や差別を見抜き、これらを自らの問題として捉え、解決していく態度を育み実践活動ができるよう真の理解と共感に結びつく同和教育・啓発活動に取り組みます。具体的には、参加型の研修を積極的に取り入れるなど参加者の意識改革を図るような創意工夫を図っていきます。</p> <p>なお、<u>同和問題</u>の啓発の効果的な推進を図るためには、様々な人権問題の啓発とあわせた取組みが重要であることに鑑み、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、久喜市人権啓発各地区実行委員会及び関係機関等と連携を図りながら、<u>様々な人権問題に視野を広げ</u>、あらゆる差別を<u>解決</u>するための教育・啓発活動を推進します。</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>(2) 指導者の養成</p> <p>同和教育を推進するにあたり、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、関係機関や各種団体、企業の代表の方々などと連携を図りながら、指導者の養成に努めます。</p> <p>また、すべての市職員に対しても、市民啓発における指導者として必要な資質を養うよう研修及び啓発推進に取り組みます。</p> <p>(3) 地区内外の交流促進</p> <p>久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、人権啓発各地区実行委員会と連携し、周辺地域住民の交流はもとより、各種交流活動を展開し、人々の相互理解や地域社会への参加を図るとともに、地区内外の交流を促進します。</p>	<p>(2) 指導者の養成</p> <p>同和教育を推進するにあたり、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、関係機関や各種団体、企業の代表の方々などと連携を図りながら、指導者の養成に努めます。</p> <p>また、すべての市職員に対しても、市民啓発における指導者として必要な資質を養うよう研修及び啓発推進に取り組みます。</p> <p>(3) 地区内外の交流促進</p> <p>久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、人権啓発各地区実行委員会と連携し、周辺地域住民の交流はもとより、各種交流活動を展開し、人々の相互理解や地域社会への参加を図るとともに、地区内外の交流を促進します。</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>第5 同和教育の進め方</p> <p>1 公共施設の活用</p> <p>教育集会所、しょうぶ会館（隣保館兼児童館）では、地域住民の教育・文化活動、人権啓発事業、周辺地域住民の交流事業などを実施しており、今後も「人権尊重のまちづくり」の拠点として一層重要な役割が期待されています。そこで、これまでの実績を<u>生かしながら</u>、より一層地域住民に開かれた施設として活用していきます。</p> <p>また、公民館や公共施設を利用して、<u>人権問題に関する</u>講演会や研修会等を積極的に取り組んでいきます。</p> <p>なお、教育集会所については、野久喜集会所及び内下集会所の<u>集約化について、第2次久喜市総合振興計画及び第3期久喜市教育振興基本計画のとおり実施に向けて取り組んでいきます。</u></p> <p>2 推進体制</p> <p>久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保するとともに久喜市人権啓発各地区実行委員会と連携を図りながら、人権尊重の視点に立った人権施策を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>国・県及び埼玉 12 市町との連携を<u>更に強化し</u>、それぞれが保有する学習教</p>	<p>第5 同和教育の進め方</p> <p>1 公共施設の活用</p> <p>教育集会所、しょうぶ会館（隣保館兼児童館）では、地域住民の教育・文化活動、人権啓発事業、周辺地域住民の交流事業などを実施しており、今後も「人権尊重のまちづくり」の拠点として一層重要な役割が期待されています。そこで、これまでの実績を<u>活かしながら</u>、より一層地域住民に開かれた施設として活用していきます。</p> <p>また、公民館や公共施設を利用して、<u>同和問題</u>講演会や研修会等を積極的に取り組んでいきます。</p> <p>なお、教育集会所については、野久喜集会所及び内下集会所の<u>統合も視野に入れて検討して</u>いきます。</p> <p>2 推進体制</p> <p>久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保するとともに久喜市人権啓発各地区実行委員会と連携を図りながら、人権尊重の視点に立った人権施策を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>国・県及び埼玉<u>郡市</u> 12 市町との連携を<u>さらに強化し</u>、それぞれが保有する</p>

久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定に伴う新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>材などの推進に必要な情報の共有化を図り、効果的な教育・啓発を進めます。</p> <p>また、<u>部落差別</u>の根本的<u>解消</u>を目標とする本市の方向としては、「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉郡市市町統一对応基準（平成 24 年 4 月 1 日効力発生。以下「統一对応基準」という。）」を遵守し、この統一对応基準に基づく民間運動団体と連携・協議を図りながら目的の達成を目指します。</p> <p>なお、人権に関する住民の意識を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料とするため、埼玉 12 市町合同による「人権に関する意識調査」を実施します。</p> <p>4 基本方針の見直し</p> <p>この基本方針は、国の法律の施行・改正、または社会情勢に変化が生じた場合は、同和教育の更なる向上のために、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>学習教材などの推進に必要な情報の共有化を図り、効果的な教育・啓発を進めます。</p> <p>また、<u>同和問題</u>の根本的<u>解決</u>を目標とする本市の方向としては、「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉郡市市町統一对応基準（平成 24 年 4 月 1 日効力発生。以下「統一对応基準」という。）」を遵守し、この統一对応基準に基づく民間運動団体と連携・協議を図りながら目的の達成を目指します。</p> <p>なお、人権に関する住民の意識を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料とするため、埼玉 12 市町合同による「人権に関する意識調査」を実施します。</p> <p>4 基本方針の見直し</p> <p>この基本方針は、国の法律の施行・改正、または社会情勢に変化が生じた場合は、同和教育の更なる向上のために、必要に応じて見直しを行います。</p>